

岩手県監査委員告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を行ったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年9月7日

岩手県監査委員 小野 共
岩手県監査委員 千葉 伝
岩手県監査委員 寺沢 剛
岩手県監査委員 沼田 由子

第1 請求に対する判断

請求を棄却する。

第2 監査の請求

1 請求人

省略

2 措置請求書の提出日

平成30年7月6日

3 請求の内容

岩手県職員措置請求書及び事実を証する書面の内容から、おおむね次のとおりと解した。

(1) 請求の要旨

県北広域振興局長は、二級河川雪谷川筋小軽米地区ほか河道掘削工事（工期：平成29年3月31日から同年10月11日まで。以下「本件工事」という。）により発生した残土の処理に関し、公売等の手続を踏まず、個人が所有する農地（以下「本件農地」という。）に無償で残土を運搬提供して農地改良造成工事を行い、当該費用を本件工事費の一部として違法又は不当に支出した。

また、本件工事の施工業者は、本件農地の所有者の代理として軽米町農業委員会に農地等の現状変更届書を提出したが、この提出に係る費用についても本件工事費の一部として違法又は不当に支出した。

(2) 措置請求

県北広域振興局長に対し、本件工事により違法又は不当に支出した本件農地の改良造成工事に係る費用を算定し、本件農地の所有者に対し当該費用相当額を請求することを求める。

(3) 事実を証する書面

ア 本件工事に係る下請業者の従業員による証言

イ 残土処理現場の写真

(4) 個別外部監査契約に基づく監査

請求人は、本件請求に関して、関係する法令が複数あること及び本件工事に係る関係者が複数いることなどを理由に、法第252条の43第1項の規定による個別外部監査契約に基づく監査（以下「個別外部監査」という。）を行うよう求めている。

。

4 請求の要件審査

本件請求については、法第242条に規定する要件を備えているものと認め、これを受理し、監査を実施した。

5 個別外部監査を行わなかった理由

本件監査を行うに当たっては、特に監査委員の監査に代えて外部の者による判断を必要とし、あるいは特に専門的な知識や判断を必要とする事案ではないことから、個別外部監査が相当であるとは認められないと判断した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件工事により発生した残土の処分に係る支出が、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に当たるかどうかについて監査対象事項とした。

2 監査対象機関

本件工事を所管する県北広域振興局土木部二戸土木センター（以下「二戸土木センター」という。）を監査対象とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成30年7月26日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において本件請求の趣旨を補足した。

4 事実関係の調査

(1) 監査対象機関に対する調査

二戸土木センターに対して調査を実施した。

(2) 関係人に対する調査

県北広域振興局農政部二戸農林振興センター、軽米町地域整備課、軽米町農業委員会、施工業者、下請業者及び本件農地の所有者に対して調査を実施した。

第4 請求人の主張

請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 県は、本件工事により発生した残土の処理について、公共建設工事の施工に伴うものとしているが、農業委員会への農地等の現状変更届書の提出を伴う工事残土の処理は、公共建設工事の施工に伴う残土処分工事を行ったのではなく、農地造成の基礎を築く農地改良造成工事を行ったことになる。公売等の手続を踏まず、残土を本件農地に無償で運搬提供の上、農地改良造成工事を行い、当該費用を本件工事費の一部として違法又は不当に支出した。
- 2 残土の処理に当たり、本件工事の施工業者が本件農地の所有者の代理として、農地等の現状変更届書を軽米町農業委員会に提出しているが、県は、この提出に係る費用についても本件工事費の一部として違法又は不当に支出した。
- 3 以上により、監査委員は、本件工事の契約担当者である県北広域振興局長に対し、本件工事により違法又は不当に支出した本件農地の改良造成工事に係る費用を算定し、本件農地の所有者に対し当該費用相当額を請求するよう勧告されたい。

第5 監査対象機関の主張

監査対象機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 残土の処理について

- (1) 県土整備部が発注する公共建設工事から発生した建設発生土については、「公共建設工事における建設発生土の有効利用促進にかかる当面の運用について」（平成15年2月7日付け建技第541号岩手県県土整備部建設技術振興課長通知。以下「運用通知」という。）、「岩手県県土整備部土木工事共通仕様書」及び「建設発生土のリサイクルフロー」（以下「リサイクルフロー」という。）に基づき処理することとされている。

運用通知及びリサイクルフローによると、建設発生土の利用調整の情報交換を目的とする岩手県建設副産物対策会議での調整結果と、工事現場から50キロメートルの範囲内の他の工事現場への建設発生土を搬出する工事間流用（以下「工事間流用」という。）が優先され、これらに該当しない場合は、最寄りの処分場所を指定し建設発生土を処分することとされている。

なお、上記の岩手県建設副産物対策会議での調整並びに工事間流用に係る調査及び把握については、国土交通省が構築した「建設発生土の官民有効利用試行マッチングシステム」（以下「マッチングシステム」という。）を利用する「公共工事における土量調査等」により行っている。

また、最寄りの処分場所の指定方法については、具体的な定めはないものの、リサイクルフローの留意点6「工事間流用が困難の場合」によると、「当該工事現場から最寄りの処分場所を指定し、適正な処分を行う。なお、最寄りの処分場所は、運搬費と処分費のトータルで経済比較を行い定めるものとする。」とされている。

さらに、建設発生土を公売等によって売却することを定めた規程等はない。

これらのことを踏まえ、県土整備部では、最寄りの処分場所について主に関係市町村から処分候補地の推薦を受け、この候補地の中から経済性を考慮して指定している。

以上が県土整備部における建設発生土の処理に関する取扱いである。なお、県土整備部における建設発生土の売払いの実績について、行政文書の保存期間の範囲で確認したが、建設発生土の売払いによる財産収入はなかった。

本件工事に係る建設発生土の処分場所について、二戸土木センターが指定した経緯は次のとおりである。

ア 平成29年2月15日

当初設計において、日常の業務で把握した範囲で工事間流用が可能な工事が存在しないことは明白であったことから、マッチングシステムを利用せず最寄りの処分場所での処分を決定した。

ただし、平成30年7月19日に、記録として残っている平成29年3月8日時点のマッチングシステムのデータを基に検証したところ、本件工事の建設発生土の運搬期間であった平成29年7月から同年9月までの期間に工事間流用が可能な工事は存在していなかったことを確認している。

イ 平成29年4月19日

具体的な処分場所の指定を検討する段階で、施工業者の従業員より工事現場から10数キロメートルの距離にある自社の処分地への受入について打診があったが、当初設計で想定していた4キロメートル以内を超える距離であり、経済性に劣ることから、軽米町に対し処分候補地の推薦を依頼すると返答し、以後、検討の対象としなかった。

ウ 平成29年5月8日

軽米町地域整備課に対し処分候補地の推薦を依頼した。

エ 平成29年6月2日

軽米町地域整備課から処分候補地として3箇所の報告があった。

オ 平成29年6月30日

軽米町地域整備課が推薦した処分候補地3箇所（本件工事のうち建設発生土の大半が生じる工事現場から処分候補地までの運搬距離は、それぞれ0.2キロメートル、2.9キロメートル、3.2キロメートルであった。）のうち、0.2キロメートルと最も運搬距離が短い本件農地を処分場所とすることを決め、施工業者との打合せで、処分場所を本件農地とするよう指示した。

ただし、平成30年8月20日に、上記の処分候補地及び施工業者の処分地に係る運搬費と処分費のトータルでの経済比較について検証したところ、本件農地が、第2順位となる処分候補地と比べ1,551,993円安価となり、最も経済的であることを確認している。

- (2) 建設発生土の処分場所での工事については、岩手県県土整備部土木工事共通仕様書（平成28年度以降）により、国土交通事務次官通達である「建設副産物適正処理推進要綱」（平成14年5月30日改正。以下「要綱」という。）を遵守しなければならないとされ、要綱第4章建設発生土第19「受入地での埋立及び盛土」には、「発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の工事間利用ができず、受入地において埋め立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続のほか、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流失等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。」との規定がある。

これにより、二戸土木センターでは、本件建設発生土の処分場所での施工内容について、本件農地の所有者との打合せは行わなかったものの、施工業者と適宜の打合せを行い、要綱に基づき公衆災害が生じないような措置として整地を実施することとした。

また、工事現場からの建設発生土の運搬及び処分場所での整地に係る費用については、岩手県県土整備部土木工事標準積算基準書（共通編）〔平成28年10月1日以降適用〕（以下「積算基準書」という。）に基づき、第Ⅱ編共通工第1章土工②土工1-1-2-(4)土砂等運搬（掘削工で生じた残土の処分場までの運搬）及び第Ⅱ編共通工第1章土工②土工1-1-3整地（掘削工で生じた土砂等の受入れ地での整地）で積算し、平成29年10月31日に支出している。

積算した処分場所での整地の内容は、建設発生土の締固めを行わず15トン級ブルドーザを用いて整地するものであり、積

算基準書で土地の形状を整えることを目的とする工法のうち最も安価なものである。

なお、工事の完了検査において、整地した建設発生土の斜面部分が簡易的に固められ仕上げられていることを確認したが、この仕上げについて施工業者に指示をした事実はなく、出来形管理のための体積確認をしやすくするために施工業者が講じたものと承知している。したがって、当然、仕上げに係る費用は積算しておらず、工事請負代金としての支出もない。

2 農地等の現状変更届書の提出に係る費用について

建設発生土の処分にあたり、軽米町農業委員会への手続が必要なことから、施工業者に対し具体的な手続について軽米町地域整備課へ相談するよう伝えた。

農地等の現状変更届書は、平成29年7月10日と同年8月21日に軽米町農業委員会へ提出されているが、平成30年8月15日に、軽米町農業委員会への手続について軽米町地域整備課に対して当時の経緯を確認したところ、いずれも施工業者が作成の上、提出したとのことであった。

ただし、軽米町農業委員会への農地等の現状変更届書の提出に係る費用を積算し、支出した事実はなく、違法又は不当な支出はない。

第6 監査の結果

1 認定した事実

本件工事の施工業者が本件農地の所有者の代理として、軽米町農業委員会へ農地等の現状変更届書を提出していることを確認し、認定した。

2 判断

(1) 残土の処理について

ア 請求人は、本件工事により発生した残土の処理について、県は、公共建設工事の施工に伴うものとしているが、農業委員会への農地等の現状変更届書の提出を伴う工事残土の処理は、公共建設工事の施工に伴う残土処分工事を行ったのではなく、農地造成の基礎を築く農地改良造成工事を行ったことになると主張する。また、公売等の手続を踏まず、残土を本件農地に無償で運搬提供の上、農地改良造成工事を行い、当該費用を本件工事費の一部として違法又は不当に支出したと主張する。

ところで、本件工事において発生した残土の県土整備部での取扱いについて整理すると次のとおりである。

運用通知の別紙の記書に、「岩手県（※県土整備部所管）の発注する工事において、以下の運用を行うこととする。この場合、経済性にはかかわらず実施するものとする。運用に当たっては、「岩手県県土整備部共通仕様書」及び別に定める「建設発生土のリサイクルフロー」によるものとする。」との記載がある。

また、建設発生土の定義については、要綱第1章総則第3(2)に、「「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂（浚渫土を含む。）をいう。」との規定がある。

これらのことから、本件工事により発生した残土は、運用通知に記載する岩手県（県土整備部所管）の発注する公共建設工事において発生した建設発生土に該当すると認められ、その処理は、運用通知に基づき取り扱うべきものと判断される。

イ この点に関し、二戸土木センターは、本件工事により発生した建設発生土の処分場所は、運用通知に定める取扱いに基づき指定したと主張しているが、工事間流用の可否について、マッチングシステムによる確認を行うべきところ、これを省略していた事態が認められた。また、処分候補地について、運搬費と処分費のトータルの経済比較を行うべきところ、軽米町から推薦のあった処分候補地に係る運搬距離のみの比較により処分場所を指定していた事態が認められた。これらの事態は、事務処理上、適正を欠くものであった。

そこで、上記の事態による工事費の積算及び支出への影響の有無を確認したところ、まず、二戸土木センターでの建設発生土の処分場所を指定した経緯から、具体的に処分場所の指定を検討した時期は平成29年4月19日頃と判断され、マッチングシステムによる工事間流用の可否の確認はこの時期に行うことが適当と考えられる。記録として残っているマッチングシステムデータは平成29年3月8日時点のものしかなかったため、このデータを基に検証したところ、二戸土木セン

ターの主張のとおり、本件工事の建設発生土の運搬期間であった平成29年7月から同年9月までの期間に工事間流用が可能な工事は存在していなかった。ところで、この平成29年3月8日時点のマッチングシステムデータとは、県土整備部建設技術振興課が毎年9月及び2月頃の年2回実施している工事間流用が可能な建設発生土に係る調査の2月分の調査結果が反映されたものであり、平成29年度上半期における工事間流用が可能な建設発生土の情報が更新された直後のデータである。このため、平成29年4月19日頃にマッチングシステムデータを使用していたとしても、工事間流用が可能な工事は存在していなかった可能性が極めて高く、最寄りの処分場所で処分することとした決定が、結果として、誤りであったとはいえない。次に、処分候補地について軽米町から推薦のあった処分候補地と施工業者の処分地に係る運搬費と処分費をトータルでの経済比較をしていたとしても、二戸土木センターの主張のとおり、本件農地が最も経済的であったため、結果として、処分場所が変わらなかったことが確認できる。したがって、工事費の積算及びその支出への影響はないと認められる。

ウ 建設発生土の売却については、運用通知にその定めはなく、県土整備部では少なくとも確認が可能な行政文書の保存期間において、その実績がないことが認められる。このことを踏まえると、売却の手続を行わなかったことについて、適正を欠くものとはいえない。

エ 建設発生土の処分に係る工事費については、土砂等運搬（掘削工で生じた残土の処分場までの運搬）及び整地（掘削工で生じた土砂等の受入れ地での整地）に係る費用が積算され、支出されていた。整地に関し積算基準書には、条件区分に「掘削工で生じた土砂等の受入れ地での整地、締固めを行わない場合の土の敷均し等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費を含む。」、代表機労材規格に「機械：ブルドーザ15トン級、労務：運転手（特殊）、材料：軽油1・2号パトロール給油」との記載があり、二戸土木センターはこれに基づき、ブルドーザを用いた締固めを行わない土の敷均しに係る費用を積算していた。したがって、この整地は、要綱に基づき公衆災害が生じないような措置として土地の形状を整えることを目的に行われたものであり、農地改良造成を目的としたものではないことは明らかである。また、土砂等運搬についても建設発生土の処分に当たり必要不可欠な費用であることから、建設発生土の処分に係る工事費について違法又は不当な支出とは認められない。

（2）農地等の現状変更届書の提出に係る費用

請求人は、軽米町農業委員会への農地等の現状変更届書の提出に係る費用についても本件工事費の一部として違法又は不当に支出したと主張する。

しかしながら、軽米町農業委員会への農地等の現状変更届書の提出に係る費用が、個別に本件工事費の中に積算され、支出されていないと認められることから、請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上のことから、本件工事により発生した建設発生土の処分に係る支出について違法又は不当な公金の支出であるとの請求人の主張には理由がない。